

小規模所有者 以外

定期報告書の提出に当たっての注意事項

1. 毎年2月1日現在の状況について報告してください。
(2月1日以降に新規開始される場合、開始時点の状況をご報告ください)
2. 飼養頭羽数について
 - ・ 2月1日までに家畜の出荷又は移動を行ったことにより、通常よりも大幅に少ない場合には、当該出荷又は移動を行う前日のものとしてください。
 - ・ 愛玩家畜を同一農場内で飼養している場合には、合わせて報告してください。
3. 複数の農場を所有されている方について
農場ごとに別々の報告書で提出してください。
4. 複数種の家畜を所有されている方
各家畜の様式に種類、頭羽数及び各家畜の飼養衛生管理基準遵守状況チェックにも記入して下さい。
5. 書類について
 - (様式1) 「定期報告書」 (昨年度提出された内容が記載されたもの)
 - (様式3) 「定期報告書の添付書類」 ※任意様式
 - ・ 農場の平面図
衛生管理区域の出入口、その付近の消毒設備を必ず明記。
 - ・ 畜舎ごとの家畜の飼養密度
合計頭羽数が報告書の頭羽数と合致すること
 - ・ 埋却用地の確保状況
契約の締結の有無や住所地は番地まで明記する。
 - (任意様式) 「大規模所有者※における従業員の通報規定の写し」 (大規模所有者のみ)
 - ・ 従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所に直ちに通報することを規定した書類
 - (任意様式) 「飼養衛生管理マニュアルの写し」
6. 大規模所有者 (※) (馬以外) の方について
同一の者が複数の畜舎の飼養衛生管理者となる場合、飼養家畜ごとに担当できる上限があります。以下の頭羽数を超える場合は、別の飼養衛生管理者を設置してください。

- 1) 成牛（次に該当するもの）の場合 200 頭以上
 - ・月齢が満 17 月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ・月齢が満 24 月以上のその他の牛
- 2) 育成牛等（次に該当するもの）の場合 3,000 頭以上
 - ・月齢が満 4 月以上満 17 月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ・月齢が満 4 月以上満 24 月未満のその他の牛
- 3) 鶏の場合 10 万羽以上

※大規模所有者とは、次の頭羽数以上の家畜の所有者をいいます。

- 1) 成牛（次に該当するもの）の場合 200 頭以上
 - ・月齢が満 17 月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ・月齢が満 24 月以上のその他の牛
- 2) 育成牛等（次に該当するもの）の場合 3,000 頭以上
 - ・月齢が満 4 月以上満 17 月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
 - ・月齢が満 4 月以上満 24 月未満のその他の牛
- 3) 水牛・馬の場合 200 頭以上
- 4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000 頭以上
- 5) 鶏・うずらの場合 10 万羽以上
- 6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1 万羽以上